

いわき市農業・農村振興 基本計画

(令和4年度～令和7年度)



いわき
の
めぐみ

IWAKI NO
MEGUMI



自然の恵みと人の^{めぐみ}愛が支える
新時代の活力ある農業・農村

～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～

令和4年2月

いわき市



自然の恵み(めぐみ)

豊富な日照時間、潮目の海、
肥沃な大地や森林など
自然の恵み(めぐみ)



人の愛(めぐみ)

産物に対する生産者の愛(めぐみ)
東日本大震災以降、いわきを応援して下さる
さまざまな人の愛(めぐみ)



新時代の芽ぐみ(めぐみ)

たくさんのめぐみによって復興・創生の
次のステージへ向け「新時代いわき」が
芽ぐみ(めぐみ)つつあります

わたしたちは、**いわきのめぐみ** に感謝するとともに
わたしたちの姿勢や想い、そしていわきの農林水産物の安全性やおいしさなどの魅力を
これからもお伝えしていきます。

自然の恵みと人の^{めぐみ}愛が支える新時代の活力ある農業・農村

～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～



いわき市は、平成 28 年度より「いわき市農業・農村振興基本計画」に基づき、『魅せます！いわきの農業・農村～食のおいしさを求め、人がつながる農業・農村の創生～』を基本理念として、本市農業の持続的発展、農業・農村の振興に向けた各種施策の推進を図ってきたところであります。

これまで、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する風評の払拭に向け、農業者、関係機関・団体などの皆様と連携し、本市産農産物等の各種PRキャンペーン等を実施するとともに、消費者の皆様御自身に安全・安心を判断していただけるよう、放射性物質検査結果などの判断材料を提供する「いわき見える化プロジェクト」を展開してきたところであります。加えて、震災から 10 年となる令和 3 年に、更なる魅力の発信や効率的かつ効果的なPR キャンペーン等を通じて、風評払拭や消費拡大につなげていくために、「魅せる課」の組織を再編し、充実強化を図ることとしました。

しかしながら、本市の農業を取り巻く環境は、震災以前からの課題である農業者の減少・高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加に加え、令和元年 10 月の台風等被害や新型コロナウイルス感染症による急激な社会経済情勢の変化も相まって、大変に厳しい状況となってきております。

このことから、その課題や状況に的確に対応していくため、本市農政の新たな指針となる「いわき市農業・農村振興基本計画（令和 4 年度～令和 7 年度）」を策定いたしました。

この計画は、『自然の恵みと人の愛（めぐみ）が支える新時代の活力ある農業・農村～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～』を基本理念に掲げ、4つの重点戦略のもと、14の重点施策をとりまとめたものであります。

本市におきましては、震災以降も、度重なる困難にも負けることなく、安全・安心な農産物等の生産を続けてきました。自然の恵み・人の愛（めぐみ）・新時代の芽ぐみという「いわきのめぐみ」を更に発展させていくために、変化する社会情勢に対応し、多様な人、豊かな農産物等、自然の魅力など多様な要素が調和した、持続可能な農業・農村を実現させ、次世代へとつないでいかななくてはなりません。

今後とも、市民の皆様が将来に希望の持てるまちづくり、そして「明るく元気ないわき市」の創造に向け、全力で取り組んでまいりますので、皆様には、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました審議委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和 4 年 2 月

いわき市長 内 田 広 之

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の趣旨	4
第2節	計画の期間	4
第3節	計画の位置付け	5
第4節	計画の構成	6

第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

第1節	国の食料・農業・農村基本計画の概要	8
第2節	本市農業・農村に係る基本データ	9
第3節	前期計画の総括	20
第4節	本市における農業・農村の課題	24

第3章 本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策

第1節	基本理念	27
第2節	振興施策の体系図	28
第3節	重点戦略	30
第4節	重点施策	35
第5節	近年本市を襲った災害等	42

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節	計画の推進体制と各主体の役割	45
第2節	計画の進行管理	46

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

これまで、本市農業は、令和2年度を目標年度とする「いわき市農業・農村振興基本計画」を平成28年度に策定し、基本理念である『魅せます！いわきの農業農村～食のおいしさを求め、人がつながる農業・農村の創生～』の実現に向け、農業・農村の振興を図ってきました。

本市農業は、平成23年に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな打撃を受けましたが、前期計画期間中の取組により、認定農業者数の増加、農地の集積・集約の進展、農業産出額の堅調な回復、6次産業化の広がりなどに加え、本市産農産物等に対する市民の関心の高まり、市内外における風評払拭に向けた流通・販売促進の動きの広がりなど、復興に向けて着実に前進が図られてきました。

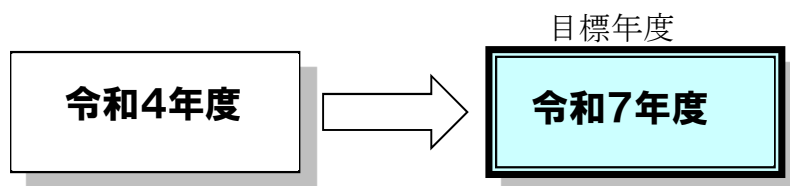
しかし、震災以前から課題となっていた農家数の減少や農業者の高齢化の進行、後継者不足、荒廃農地の増加に加え、未だに残る原子力発電所の事故に伴う風評対策など引き続き取り組んでいく必要がある課題のほか、社会経済の急速な変化や近年相次ぐ自然災害や新型疾患など、新たな課題も浮上しているところです。これらの課題に対応可能な力強い農業の実現に向けた施策の展開が求められています。

こうした本市農業・農村の情勢を踏まえ、農業・農村の振興施策を総合的・計画的に進めることが一層必要となっていることから、今後の本市農業の目指すべき姿とその実現方策を明確にするため、本市農政の指針となる新たな「いわき市農業・農村振興基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の期間

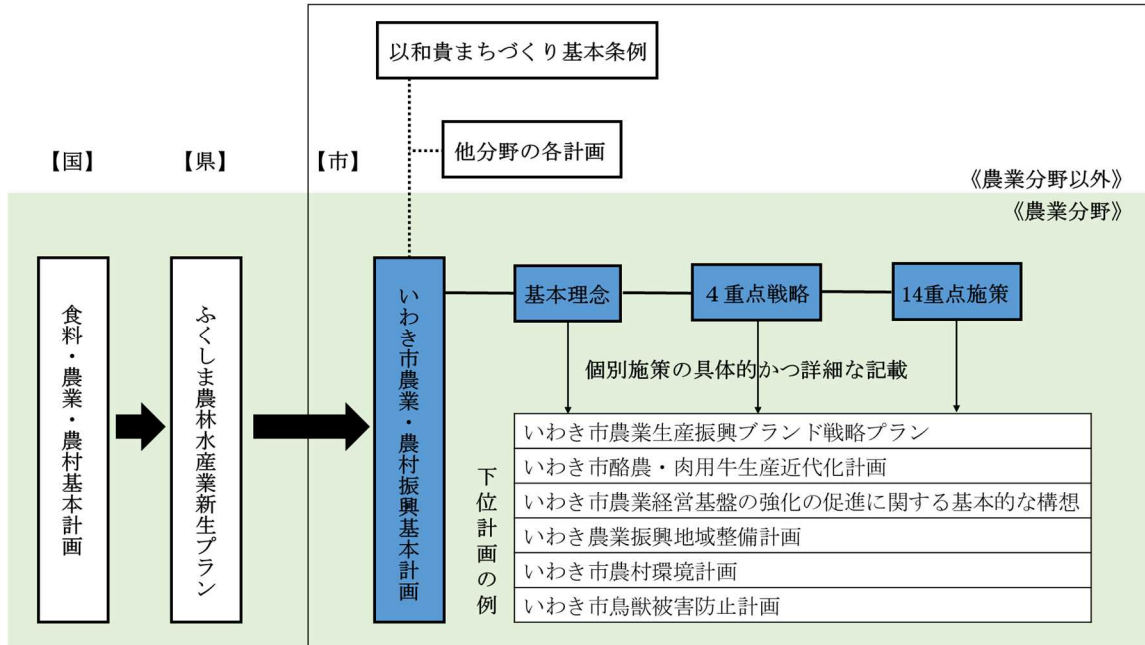
計画の期間は、令和4年度（2022年）を初年度とし、令和7年度（2025年）を目標年度とする4カ年の計画とします。

また、農業・農村を取り巻く情勢等に大きな変化があった場合は、計画の見直しについて弾力的に対応していくものとします。



第3節 計画の位置付け

これまでのいわき市農業・農村振興基本計画は、いわき市総合計画の分野別計画でしたが、令和3年度以降、『以和貴まちづくり基本条例』における「様々な主体がともに地域の課題解決に取り組む」という理念を基本としながら、本市農業・農村の振興に向けた基本理念の実現を目指し、農業者、関係機関・団体、そして市民等が連携を図って農業・農村の振興を推進していきます。



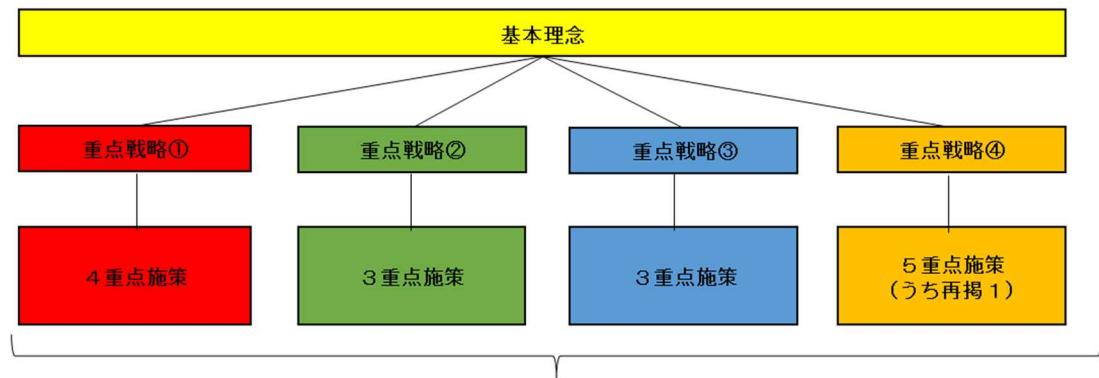
【図：いわき市農業・農村振興基本計画の位置付け】

※各計画の名称は令和3年度9月時点

第4節 計画の構成

本計画は3層構造であり、重点的に実施する施策に限定した記載とすることとし、目的が明確でわかりやすい計画としています。

《本計画の構造》



各重点施策において、施策の取組の方向性を示し、計画に記載されていない個別施策については下位計画等で記載することとする

なお、基本理念・重点戦略・重点施策の内容も含めての体系図を p. 28 及び p. 29 に見開きページで記載しておりますので、詳細についてはそちらを御確認ください。

第2章

本市農業・農村を取り巻く現状

第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

第1節 国の食料・農業・農村基本計画の概要

平成から令和へと時代が移り変わり、国内ではかつてないほどに少子高齢化・人口減少が深刻化しています。この傾向は農業分野においても非常に顕著であり、農業者や農村人口の著しい高齢化現象、これに伴う農地面積の減少という事態に我が国の農業・農村は直面しています。

今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されます。加えて、近年の大規模災害、野生鳥獣害、家畜伝染性疾病等の被害が、我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって消費者の需要、流通網、生産方式、事業継続体制等の農業・農村を取り巻く環境に大きな影響が出ているだけではなく、新しい生活様式が構築されていく中で、農業・農村においても社会の急激な変化への対応が求められる状況となっています。

令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、国民生活に不可欠な食料を供給する機能のみならず、国土の保全等の機能まで果たしている農業・農村を「国の基（もと）」と捉え、グローバル化の一層の進展や多様なリスクを見据えて、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪とし、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとされています。

「産業政策」としては、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとされています。また、「地域政策」としては、多様な担い手の活躍により活力ある農村を実現し、農村の持つ多面的機能の維持を図ることとされています。

また、この両輪により安定的に生産される農産物等のマーケットとして、人口減少に伴い縮小する国内マーケットにとどまることなく、農産物等の輸出を拡大することを掲げています。

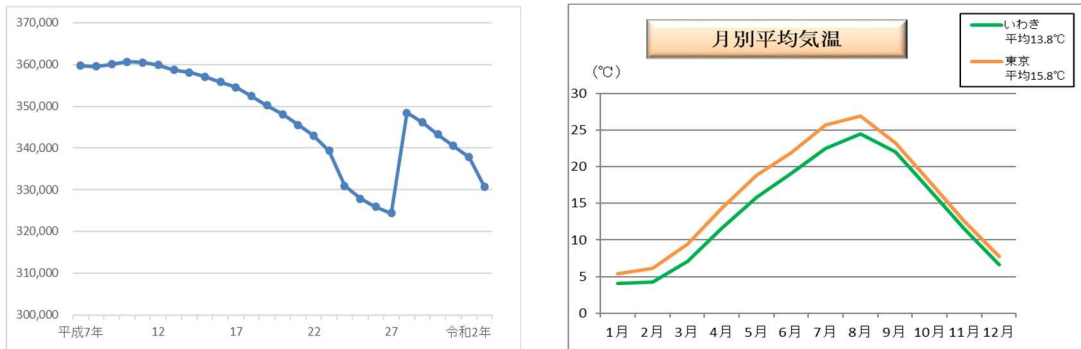
地域を維持し、次の世代に農業を継承していくためには、農業者はもとより国民全体に我が国の農業・農村の現状や課題についての理解が広がることが不可欠です。国の食料・農業・農村基本計画では、この計画を通して、国民全体における農業・農村への理解の醸成に努めることとしています。

第2節 本市農業・農村に係る基本データ

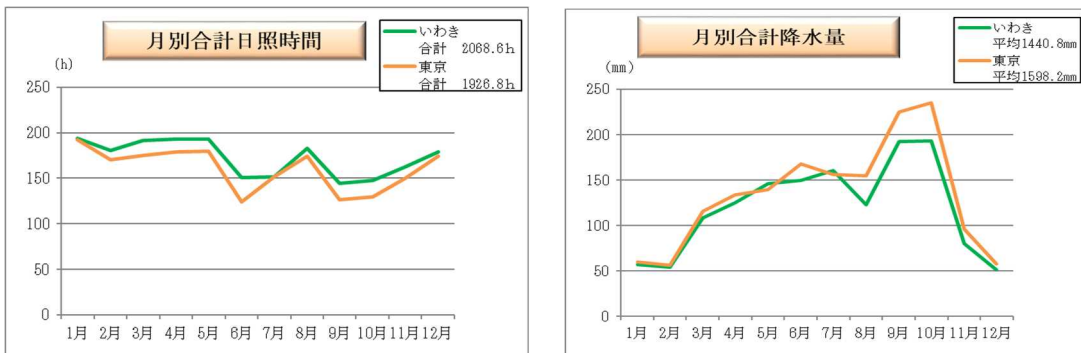
本市は、福島県の東南端に位置し、南は茨城県、東は太平洋に接しており、人口 330,785 人 (R3. 4. 1 現在)、市の広さは 1,232.26 km² (東京 23 区の約 2 倍の広さ) で、地形は、西方の阿武隈高地 (標高 500~700m) から東方へゆるやかに低くなり、東側には夏井川や鮫川などの下流域を中心に比較的排水が良好な土壌である細粒質の灰褐色土の平坦地となだらかな丘陵地が広がっています。

年間の日照時間は 2,000 時間以上と長く、年間平均気温 13.8 度と寒暖の差が比較的少ない温暖で過ごしやすい気候に恵まれています。

交通については、常磐自動車道、磐越自動車道の高速道路や国道 6 号、49 号等の幹線道路などの道路網及び J R 常磐線、磐越東線の鉄道網により、首都圏や仙台市、郡山市などの地方都市と結ばれており、特に大消費地である首都圏まで約 200 km の立地環境にあります。



【図 1：本市総人口の推移】(データ出典：総合政策部調べ)

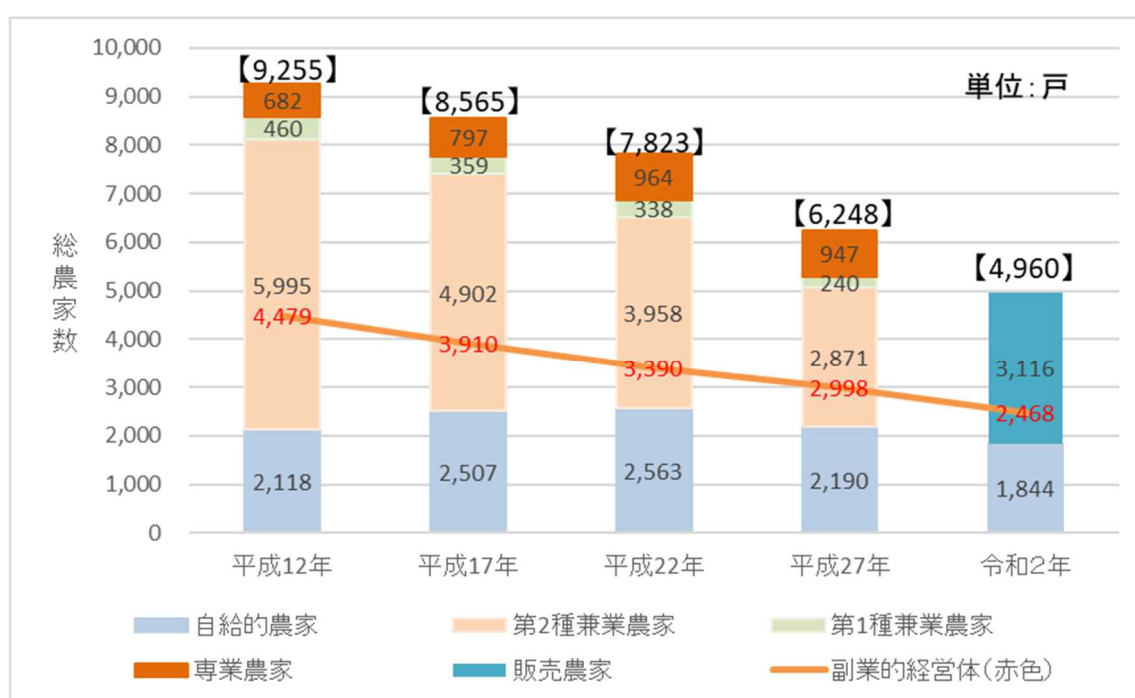


【図 2~4：本市の気象関連情報】(データ出典：気象庁公表 2020 年平年値)

1. 総農家数の推移

令和2年の総農家数は、4,960戸となっており、平成27年と比較すると1,288戸減少（20.6%減）、平成12年と比較すると4,295戸減少（46.4%減）しており、年々減少傾向にあります。なお、本項の根拠は農林業センサス※解説有ですが、令和2年から調査項目が変更され、第1種及び第2種兼業農家並びに専業農家は「販売農家」として統合されています。

また、本市農業の特徴の一つとして、副業的経営体が総農家数のうちの49.8%を占めており、これは国（38.0%）や県（43.0%）と比較しても高い割合であると言えます。



【図5：本市における類型別の農家戸数の推移】（データ出典：農林業センサス）

解説：農家の類型

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

副業的経営体：自営農業に年60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農業経営体をいう。

（以下、平成27年まで調査されていた項目）

専業農家：世帯員のうちに兼業従事者が一人もいない農家をいう。

第1種兼業農家：世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家をいい、自営農業を主とする農家をいう。

第2種兼業農家：世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家をいい、自営農業を従とする農家をいう。

解説：「農林業センサス」

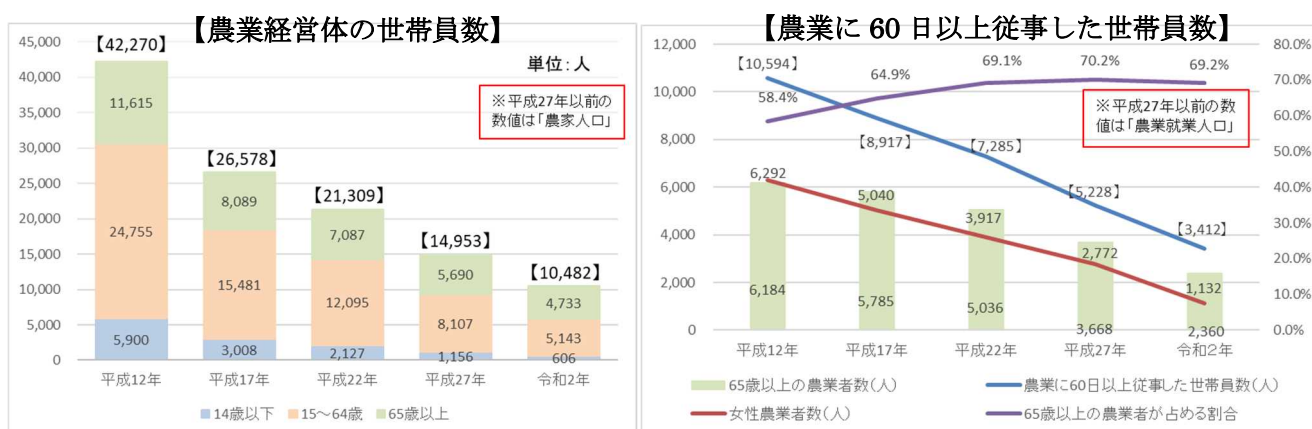
農林業を営んでいるすべての農家等を対象に農林水産省によって5年毎に行われている調査であり、農林水産業にかかわる基本的な統計情報を提供するもの。

2. 農業に関係する人口の推移

令和2年の農業経営体の世帯員数は10,482人となっており、平成27年の農家人口※解説有と比較すると4,471人減少(29.9%減)、平成12年と比較すると31,788人減少(75.2%減)しており、20年間で4分の1以下まで減少しています。

令和2年の農業に60日以上従事した世帯員数は3,412人となっており、平成27年の農業就業人口※解説有と比較すると1,816人減少(34.7%減)、平成12年と比較すると7,182人減少(67.8%減)しています。中でも女性農業者数は、平成27年と比較すると1,640人減少(59.2%減)、平成12年と比較すると5,160人減少(82.0%減)しており、著しく減少しています。また、65歳以上が占める割合については、平成12年では58.4%、平成27年では70.2%、令和2年では69.2%となっており、若干の改善はみられるものの、依然として農業就業者の高齢化が進んでいます。この傾向は、農業経営体の世帯員数よりも農業に60日以上従事した世帯員数においてより顕著に見られ、若い世代の後継者が不足していることが原因と考えられます。

本市における農業者の平均年齢は令和2年では69.9歳であり、国(65.5歳)や県(67.2歳)と比較してもより高齢化が進んでいます。



【図6：本市における農業経営体の世帯員数】(データ出典：農林業センサス)

【図7：農業に60日以上従事した世帯員数と65歳以上の農業者が占める割合】(データ出典：農林業センサス)

解説:「農家人口」と「農業就業人口」

経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上であった世帯の構成員数を計上する「農家人口」に対し、15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び自営農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数からみて自営農業従事日数の方が多い者を計上するのが「農業就業人口」である。令和2年の農林業センサスではこれらの指標は調査項目から削除されたため、本計画を策定するにあたり、農業経営の管理運営の中心となる経営主と住居及び生計を共にしている者の人口を計上する「農業経営体の世帯員数」を「農家人口」から接続する指標とし、更にこのうち「農業に60日以上従事した世帯員数」を「農業就業人口」から接続する指標とした。

3. 新規就農者の確保状況

新規就農者については、各種取組の結果として毎年確保しているものの、引き続き、確保に努める必要があります。

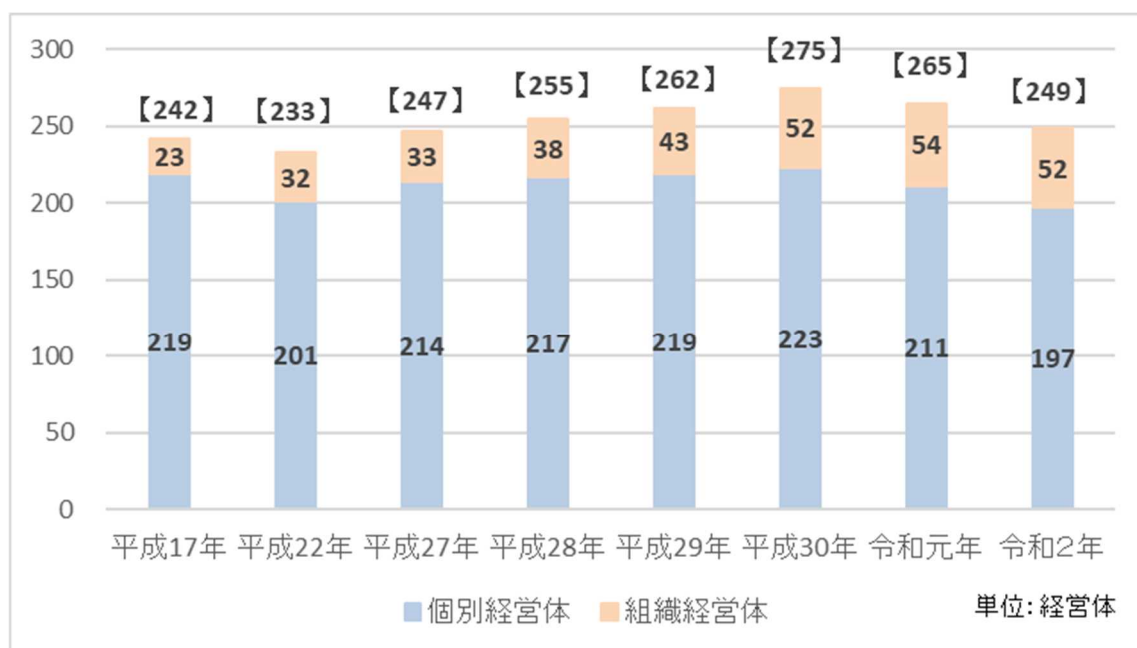
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
新規就農者数	3	9	7	6	10	11

【表 1：新規就農者の確保状況】（データ出典：農業委員会調べ）

※農地法第 3 条の許可取得者

4. 認定農業者^{※解説有}の推移

認定農業者制度は、経営感覚に優れた安定的な農業者を育成し、効率的な農業経営が地域の農業生産の大部分を担うような農業構造を確立するため、平成 5 年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づいて創設されました。本市における認定農業者の数は、平成 26 年度以降、年々増加傾向にありましたが、令和元年度には減少に転じています。



【図 8：本市における認定農業者数】（データ出典：生産振興課調べ）

解説:「認定農業者」

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に沿って、経営意欲ある農業者が、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する農業経営改善計画を作成し、市が認定すると認定農業者となる。

5. 市内のほ場整備の状況

農地の区画整理や農業用施設等の設置などのほ場整備を実施することで、農業経営はより効率化されます。現在、本市で 30a 以上の区画にほ場整備がなされている割合※解説有は 55.1%となっており、福島県内では最も低い値であり、かつ県内平均の 74.4%と比較しても大きく遅れています。効率的な農業経営を実践するためにも、引き続き、ほ場整備事業の実施が必要です。

ほ場整備の状況	地区名
おおよそ完了している	小名浜、遠野、小川、三和、田人、川前、久之浜・大久
既にはほ場整備が進んでいるが、引き続き整備すべき区画がある	四倉、好間
一定程度は整備されているが、10a 区画が多く、今後の整備が必要	平、勿来、常磐
地区からの要望を踏まえ、整備を検討	内郷

【表 2：本市における地区ごとのほ場整備の状況】（データ出典：農地課調べ）

解説：「ほ場整備率」

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、「農業振興地域整備計画」においておおむね 10 年以上にわたり農業振興を図っていかうとする優良農地として指定された農用地（農業振興地域農用地区域）のうち、農業用排水施設・農業用道路等のほ場条件が備わった農地として 30a 程度以上に整形された農地面積の割合。

6. 人・農地プラン※解説有の策定状況

本市においては、平成 25 年以降、毎年 3 地区から 6 地区で人・農地プランが新たに策定されているところです。これまでに 30 の地区で人・農地プランの策定が完了していますが、本市における担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生防止を図るためには、更なる策定が必要となります。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
策定済地区数	4	6	10	13	19	24	27	30

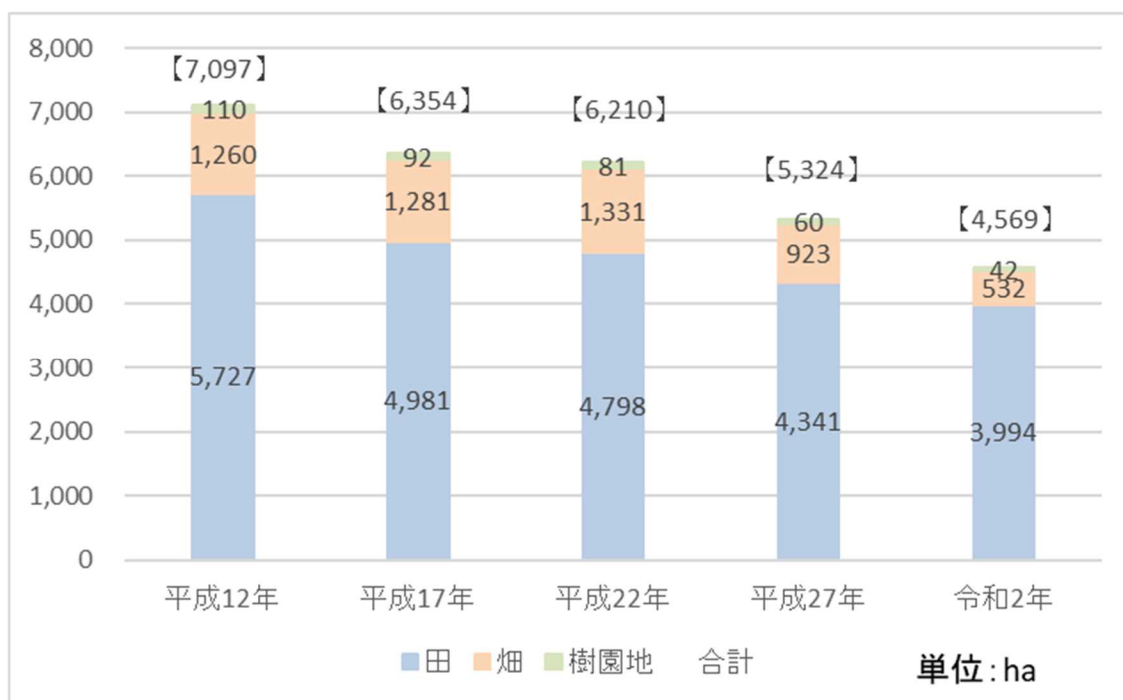
【表 3：本市における人・農地プランの策定状況（累積）】（データ出典：生産振興課調べ）

解説：「人・農地プラン」

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。地域における農地の集積・集約や荒廃農地の発生防止など、非常に重要な役割を果たす。

7. 経営耕地面積^{※解説有}と担い手への農地の集積状況

令和2年の経営耕地面積は、4,569ha となっており、平成27年と比較すると755ha 減少（14.2%減）、平成12年と比較すると2,528ha 減少（35.6%減）しています。



【図9：本市における経営耕地面積の推移】（データ出典：農林業センサス）

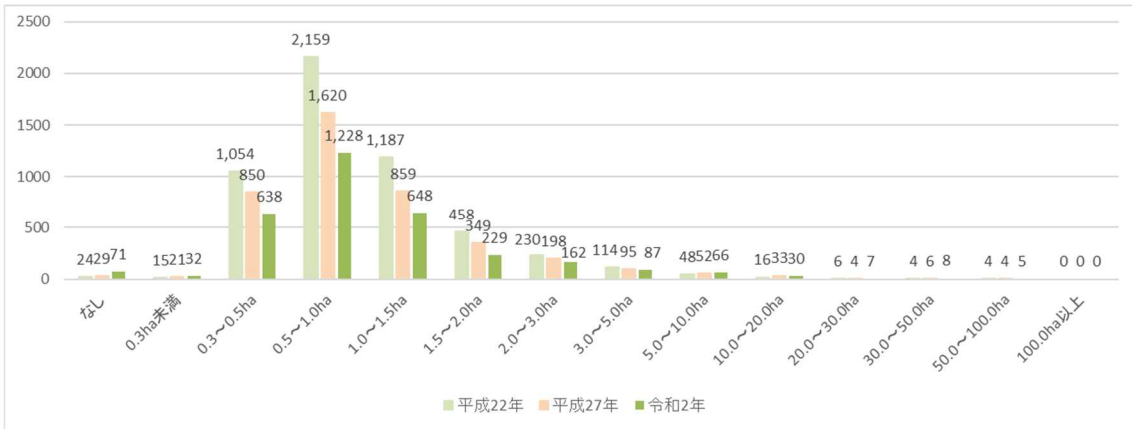
解説：「経営耕地面積」

「経営耕地面積」とは、農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）のことであり、自ら所有している耕地と他から借りて耕作している耕地の合計の面積のことを指す。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積である。本計画では、5年に一度公表される農林業センサスから経営耕地面積を引用している。

経営耕地 = 所有地（田、畑、果樹地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

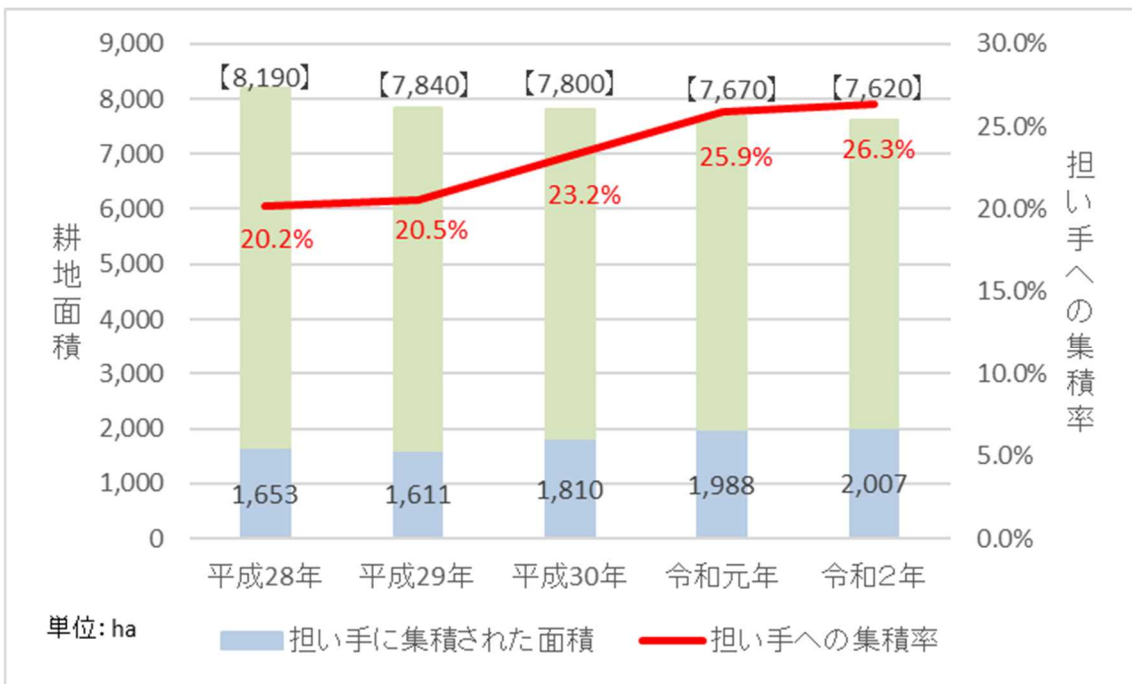
毎年公表される作物統計調査においては「耕地面積」が公表され、こちらは所有権がどこにあるか等に関係なく、かつ耕作放棄地等も含めての統計調査が行われている。「経営耕地面積」と「耕地面積」は異なる指標であるため、注意が必要だが、平成28年以降の毎年の数値が公表されている指標として、こちらも本計画において活用している。

本市における経営耕地面積別の経営体数を比較すると、経営耕地面積が1.0ha以下の農業経営体が全体の61.3%を占めています。経営耕地面積が5.0ha以上の経営体数を平成27年と令和2年で比較すると、99経営体から116経営体へと増加しています。農家1戸あたりの経営耕地面積は、令和2年で0.92ha（都府県平均は2.20ha、県平均は1.52ha）となっており、平成27年の0.85ha、平成22年の0.79haと比較すると若干拡大傾向にありますが、他の都府県や県内他市町村と比較しても小規模な経営体が多いという状況です。



【図 10：本市における経営耕地面積別の農業経営体数】（データ出典：農林業センサス）

また、本市の経営耕地面積のうち、担い手（認定農業者、基本構想水準到達者及び認定新規就農者）に集積※解説有された面積は増加傾向にあるものの、経営耕地面積全体に占める割合では 26.3%に留まっています。



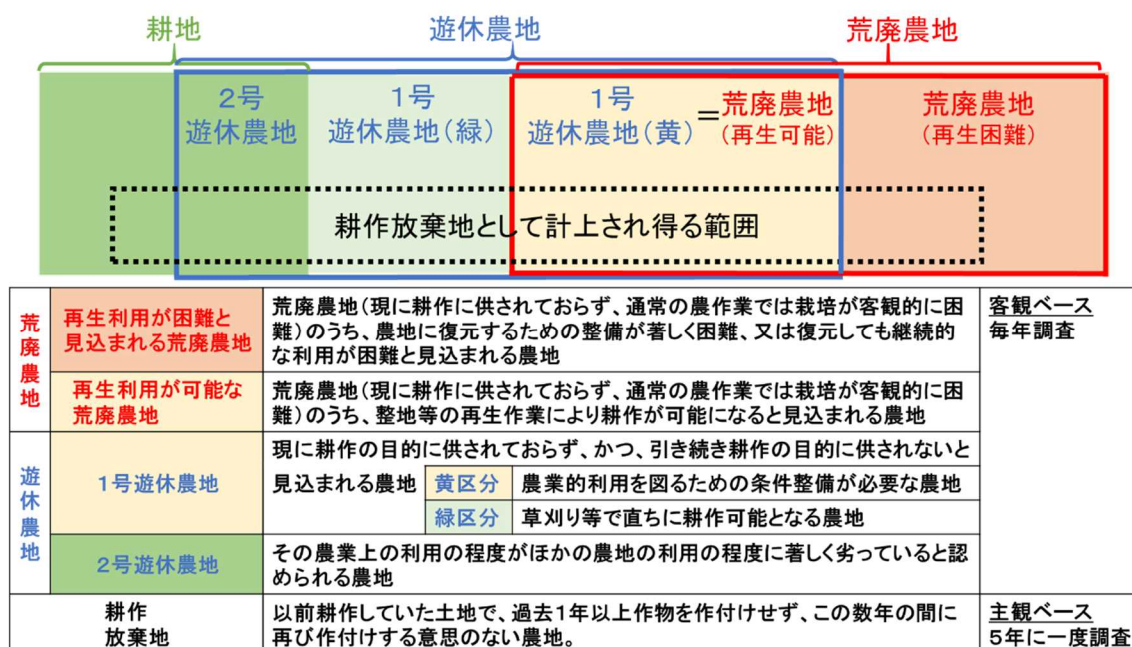
【図 11：本市における担い手に集積された農地の面積】（データ出典：生産振興課調べ、作物統計調査）

解説：農地の集積と集約

農地の「集積」とは、一人の農業者が所有又は借入れにより耕作する農地面積を拡大することであり、農地の利権等を交換することで耕作する農地を一か所にまとめる「集約」とは異なる概念である。「集積」は経営規模の拡大、「集約」は経営の効率化を目指しており、どちらも重要である。

8. 耕作に供されていない農地の状況

人口減少や高齢化に伴い、耕作に供されていない農地が増えています。耕作に供されていない農地の状況を分析する概念として、荒廃農地、遊休農地及び耕作放棄地があります。各概念の関係については、下図 12 のとおりです。



【図 12：耕作に供されていない農地を分類する各概念の相関図】（農林水産省作成資料から抜粋・加筆）

本計画においては、遊休農地を分析の基本軸としつつ、耕作放棄地についても記載することとします。これは、毎年農業委員会によって調査を行っている遊休農地の方が、市の実情を詳細に分析するにあたっては有効であるためです。一方で、耕作放棄地は国・県の計画や他市町村の計画において指標として活用されてきましたので、比較可能な指標として活用していきます。

(i) 遊休農地

遊休農地の面積は、平成 28 年をピークとして一時減少傾向に転じていましたが、これには再生利用が困難とされた農地を非農地と判断したものも含まれており、遊休農地が再び農地に戻ったものは多くありません。また、令和元年には耕作に供されていない農地の面積は再び大幅な増加傾向に転じました。

	平成 23 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
面積	275	296	282	253	311	442

【表 4：本市における遊休農地の面積】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

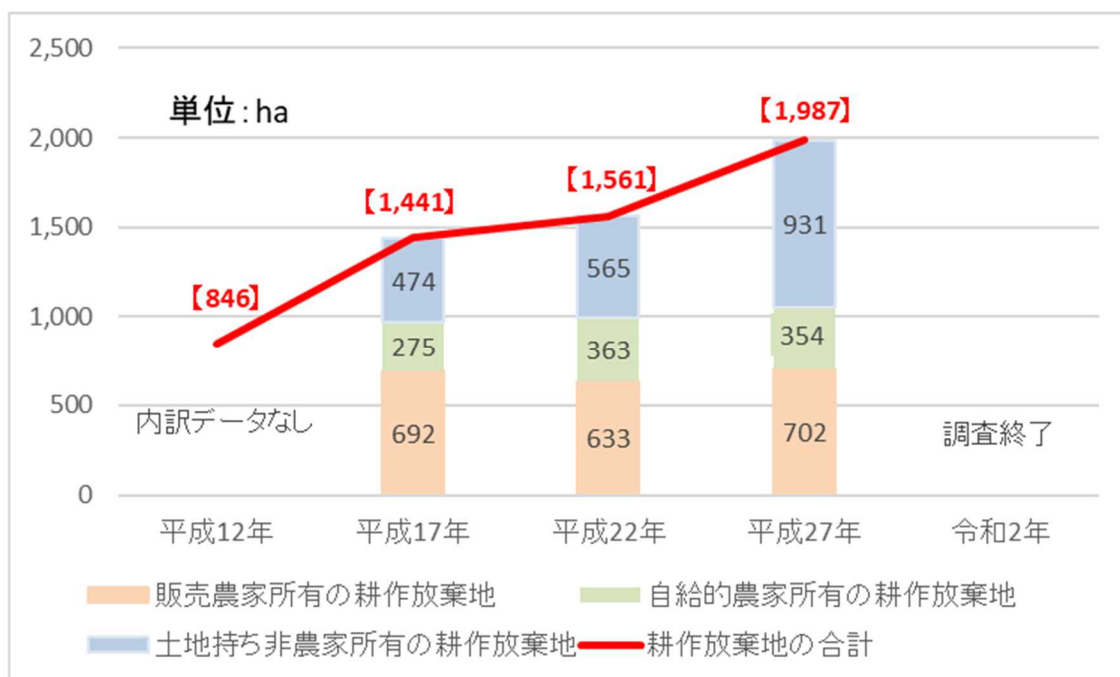
市内の地区別に遊休農地の面積を比較すると、農地面積が少ない内郷・小川・好間・川前地区では遊休農地の増加が少ないのに対し、農地面積が多い平・勿来地区では、遊休農地の面積も大きくなっています。

地区名	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野
面積	101.4	38.8	102.9	18.4	2.6	22.9	30.0
地区名	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜・大久	
面積	9.8	4.9	29.4	50.0	1.8	28.6	

【表 5：令和 2 年 3 月末時点の本市における遊休農地の面積（地区別）】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

（ii）耕作放棄地

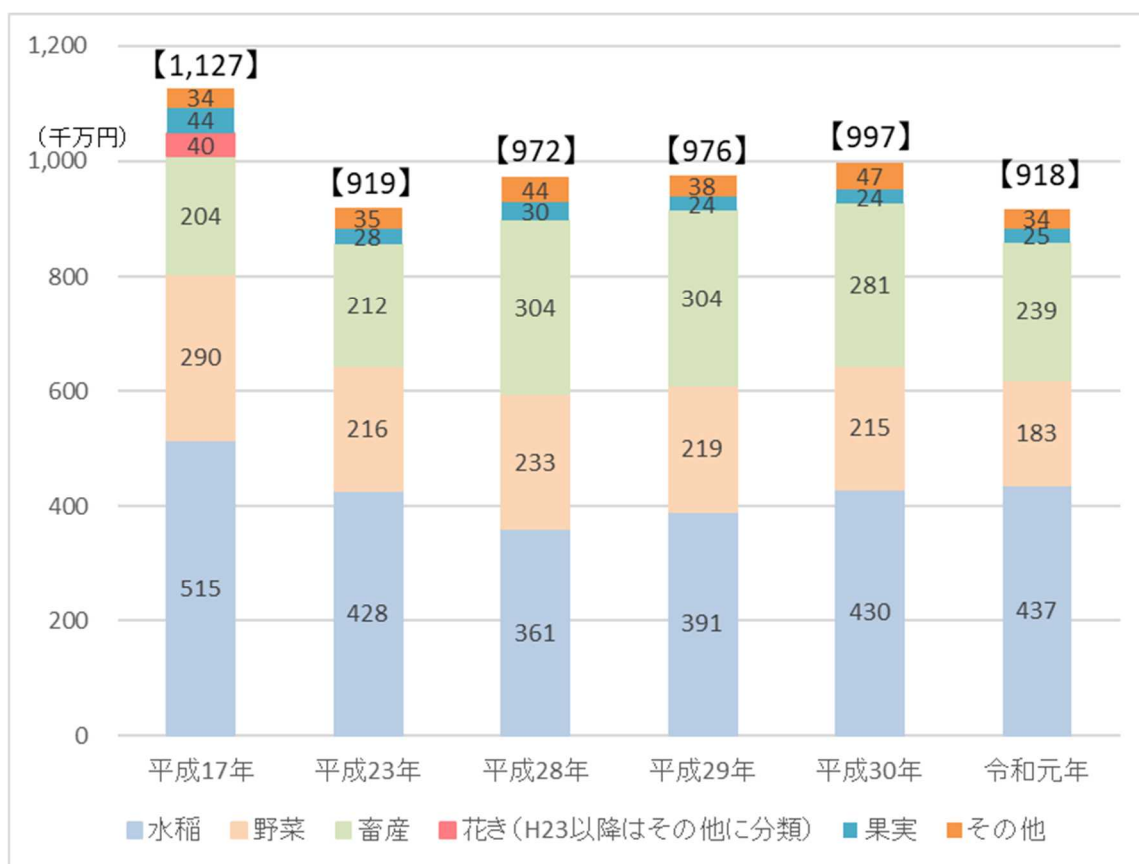
本市における耕作放棄地の面積は、平成 27 年で 1,987ha となっており、平成 12 年の 846ha から 134.9%増加し、増加傾向が続いています。所有者別の平成 17 年から平成 27 年における耕作放棄地の増加率で比較すると、販売農家においては増加率 1.4%に留まっていますが、自給的農家における増加率は 28.7%、土地持ち非農家における増加率は 96.4%となっており、農家が所有する耕作放棄地よりも非農家が所有する耕作放棄地の方が大きく増加しています。なお、農林業センサスにおける耕作放棄地の調査は平成 27 年度で終了しました。



【図 13：本市における耕作放棄地の面積】（データ出典：農林業センサス）

9. 農業産出額の推移

令和元年の農業産出額は、91.8億円となっており、平成17年と比較すると総額で20.9億円減少（18.5%減）し、水稻で7.8億円減少（15.1%減）、野菜で10.7億円減少（36.9%減）、畜産で3.5億円増加（17.2%増）、果実で1.9億円減少（43.2%減）しています。直近では全体的に増加傾向にあり、東日本大震災発生直後の平成23年と比較すると平成30年には7.8億円増加（8.5%増）していましたが、令和元年に本市を襲った令和元年東日本台風等の被害により、令和元年の農業産出額は震災後初となる減少に転じました。



【図14：本市における農業産出額】（データ出典：市町村別農業産出額等）

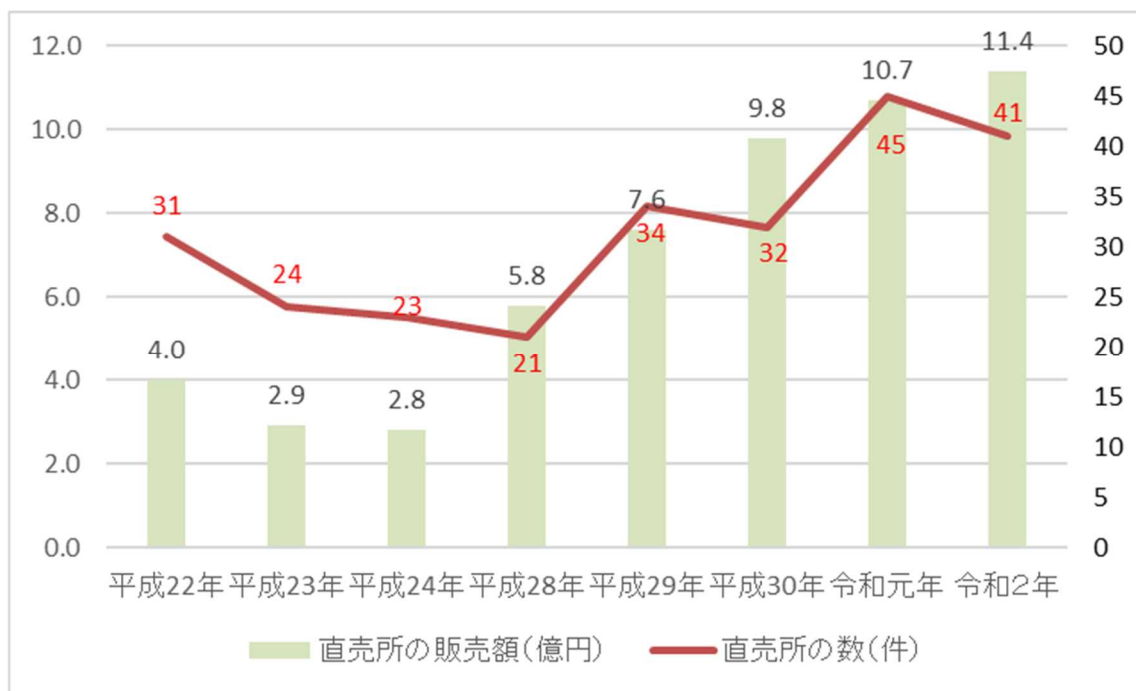
解説：市町村別農業産出額

市町村別の農業産出額について、平成17年までは5年に一度の農林業センサスにおいて推計された値が公表されていたが、東日本大震災を機に、本市を含む被災市町村については平成23年以降毎年、被災市町村別農業産出額が公表されるようになった。平成26年以降は全国の市町村の推計額が市町村別農業生産額として毎年公表されるようになり、これは都道府県別農業産出額を県内の作付面積や飼養頭羽数に基づいて按分した推計値である。

図14では一貫したグラフとして記載しているが、このように市町村の農業産出額については度々統計元が変更されており、各統計についても算出方法に違いがあるので、数値そのものを経年比較するにあたっては注意が必要である。

10. 農産物直売所の販売額

本市における農産物直売所の販売額は平成23年の震災により一時減少しましたが、その後順調に回復を続け、平成28年度には震災前の水準を超える5.8億円を達成しました。令和2年度の販売額は11.4億円に到達しており、農家の所得向上や地産地消の推進などに大きく貢献しています。



【図15：本市における農産物直売所の販売額】（データ出典：農政流通課調べ）

11. 農業生産工程管理（GAP）の取得経営体数

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。本市においても、近年、GAPの取得経営体数が増えています。

GAPを取得することにより、農産物等の高品質・高付加価値化、農業経営の改善や効率化、持続可能性の確保、競争力の強化等に資するとともに、消費者や需要者の信頼の確保にもつながります。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
取得経営体数	1	8	11	20	30

【表6：本市におけるGAP取得経営体数】（データ出典：農政流通課調べ） ※のべ数

第3節 前期計画の総括

1. 前期計画における成果指標の達成状況

前期計画において設定した25項目の成果指標について、13項目において目標達成率が90%以上となった一方、9項目では達成率が70%未満となりました。

【凡例】

達成率	100%以上	90%以上 100%未満	70%以上 90%未満	70%未満
評価	順調に達成	おおむね達成	未達成ながら進展有	未達成かつ課題有

分類	No.	目標	単位	基準 年次 (H26)	目標値	目標 年次 (R2)	達成率 (%)	達成 年度	前期 重点 戦略	今期 重点 戦略
人	1	認定農業者数	件	243	268	249	92.9	R2	p. 23	p. 32
	2	50歳未満の認定農業者数	件	30	40	20	50	-	-	p. 32
	3	認定農業者である法人数	件	32	40	52	130	H29	p. 23	p. 32
	4	新規就農者	件	31	50	46	92	-	p. 23	p. 32
	5	認定新規就農者	件	0	35	6	17.1	-	-	p. 32
農地	6	ほ場整備率	%	51.5	57.6	55.1	95.7	-	p. 22	p. 32
	7	農業振興地域内農用地区域面積	ha	8,191	8,191	7,695	93.9	-	-	-
経営	8	農業制度資金等の貸付件数	件/年	15	21	6	65.3 ※	-	-	-
	9	認定農業者への集積面積	ha	1,477.6	1,629.4	1,711.0	105	H30	-	p. 32
	10	農地所有適格法人数	件	25	50	27	54.0	-	p. 23	p. 32
生産	11	養液栽培面積	a	1,994	2,400	2,367	98.6	-	-	-
	12	いちご収穫量	t/年	128	220	66	30.0	-	-	-
	13	ねぎ収穫量	t/年	661	720	433	60.1	-	-	-
	14	トマト収穫量	t/年	4,666	5,000	4,378	87.6	-	-	-
	15	なし収穫量	t/年	553	760	528	69.5	-	-	-

※計画期間中を通して目標件数を達成した場合の合計貸付件数に対する実際の貸付件数の割合

分類	No.	目標	単位	基準 年次 (H26)	目標値	目標 年次 (R2)	達成率 (%)	達成 年度	前期 重点 戦略	今期 重点 戦略
流通・消費	16	農業生産工程管理（GAP）に取り組む産地数	件	12	17	30	176.5	H30	-	p. 31
	17	いわき市農業情報センターアクセス数	pv/ 年	6,288	6,590	6,592	100	R2	-	p. 31
	18	魅せます！いわき情報局ホームページアクセス数	pv/ 年	124,617	218,000	170,340	78.1	-	-	p. 31
	19	農産物直売所の販売額	億円	2.7	3.5	11.4	325.7	H28	p. 22	p. 31
	20	学校給食における地場産物使用割合	%	22.0	30.0	52.9	176.3	H28	p. 23	P. 31
	21	中央卸売市場におけるいわき産農産物取扱額	百万円	952	1,276	826	64.7	-	p. 23	p. 31
	22	農業と他産業との連携による加工品等の開発件数	件	16	30	8	26.7	-	p. 22	-
農村	23	中山間地域等直接支払制度対象面積	ha	1,188	1,199	1,128	94.1	H30	p. 22	p. 33
	24	多面的機能支払交付金対象面積	ha	1,510	2,562	2,561	100	R2	p. 22	p. 33
	25	農業体験等による交流人口	人/ 年	29,736	35,200	28,118	80	-	-	p. 33

※「前期重点戦略」及び「今期重点戦略」の欄は、当該指標が前期計画及び本計画において位置付けされているかどうかを記載するものであり、ページ数はその位置付けの記載ページとなります。

2. 前期計画における重点戦略の総括

※波線部分は、次節で課題として取り上げられる部分です。

○重点戦略1. 「いわき産農産物の付加価値化」

本重点戦略は、震災後の風評被害等により農産物等の価格が低迷することを懸念する声に応えるため、本市産農産物等が消費者にとってより魅力的な商品となるよう、付加価値を高める一連の施策を実施するものです。具体的な施策としては、いわき伝統野菜の普及拡大、6次産業化の推進及び農産物直売所の魅力向上を掲げています。

いわき伝統野菜の普及拡大については、いわき伝統野菜生産拡大推進事業においていわき伝統野菜フォーラムを実施し、PR活動を行いました。生産者数は51名に留まっており、引き続き継承・普及拡大が必要です。

6次産業化の推進については、農業と他産業との連携による加工品等の開発件数を30件とする成果指標を設定しましたが、前期計画期間中に商品化した加工品は8件に留まりました。

農産物直売所は、農業者と消費者をつなぐだけでなく、農業者の所得向上や消費者の農業・農村に対する理解醸成などにもつながる取組です。前期計画の期間中に、農産物直売所における各種イベントの開催などを実施し、年間販売額を2.7億円から3.5億円に増額させるという成果指標を大きく上回る年間11.4億円の販売額を令和2年度には達成しています。

以上の施策の実施により、本市産農産物等の高付加価値化による農家の所得向上という目標は一定程度達成されたものと評価しています。しかし、本市農業の持続的発展のためには、引き続き様々な視点からの取組による高付加価値化の推進を継続する必要があります。

○重点戦略2. 「需要に対応した農産物の生産量の確保」

本重点戦略は、本市における農産物等の安定的な供給体制の整備により、多様な用途・販路等の需要に対応した生産量の確保を目指す一連の取組を実施するものです。具体的な施策としては、農地の有効活用と供給力（生産力）の強化を掲げています。

農地の有効活用については、ほ場整備の推進及び優良農地の確保に併せて、耕作放棄地の発生防止等により、農地の生産性の向上を図ることとしていました。耕作放棄地の発生防止のために多面的機能支払交付金等の日本型直接支払制度の活用を推進し、成果指標もおおよそ達成しましたが、耕作放棄地の面積は平成22年から平成27年にかけて426ha増加しています。また、農業振興地域内農用地区域面積も減少傾向が継続しています。ほ場整備についても整備率57.6%という成果指標を設定していましたが、令和2年度末のほ

場整備率は55.1%であり、平成29年以降変化がありません。

供給力（生産力）の強化については、農産物等の生産力及び品質の向上を図るとともに、安定した生産量の確保により多様な販路での供給を目指すこととしていました。特に本市産農産物等の学校給食への利用促進について成果指標を設け、学校給食における本市産を中心とした地場産農産物等の使用率30%という目標を大きく上回る52.9%を達成しています。学校給食において本市産を中心とした地場産農産物等を使用することは、食農教育や農業・農村への理解醸成にとっても非常に重要な取組です。

以上の施策の実施により、農地の有効活用と供給力の強化を進めてきました。ほ場整備による生産力の強化については、成果指標を達成することができませんでした。耕作放棄地の発生防止については、成果指標を達成したものの、農地の減少を完全に食い止めるには至っていません。

供給力の強化については、学校給食における本市産農産物等の利用促進に係る成果指標を達成しましたが、学校給食のみではなく、引き続き多様な供給先を確保していく必要があります。

○重点戦略3.「担い手の育成・確保」

本重点戦略は、本市においても大きな課題となっている農業者の高齢化、後継者の不足、新規就農者の不足等に対応するため、本市農業をリードするような経営体の育成及び農業者が希望をもって農業に取り組むことができる体制の整備を目指す一連の取組を実施するものです。具体的な施策としては、新たな経営体となる新規就農者の確保と営農組織の育成を掲げています。

新たな経営体となる新規就農者の確保については、市内外及び農家非農家の出身を問わない幅広い新規就農者の確保を目指し、本市農業の魅力発信や新規就農者の支援制度の充実を図ってきました。計画期間中に新規就農者を50経営体確保するという成果指標はおおむね達成しましたが、本市における農業者数の減少及び高齢化は依然として深刻であり、引き続き対応が必要です。一方、認定新規就農者数は6件に留まり、目標数の35件に届きませんでした。

営農組織の育成については、経営規模や地域の実情に即した法人化の支援を実施し、認定農業者である法人数及び農地所有適格法人数（H28年に名称変更される前は農業生産法人数）を40件増加させるという目標を達成し、52件の増加となりました。法人化を推進することは、安定した農業経営や生産の効率化にもつながるものであり、引き続き推進が必要です。

第4節 本市における農業・農村の課題

本章第2節で本市農業・農村に係る基本データを記載し、また、本章第3節では前期計画の成果指標の達成状況及び重点戦略の評価を行いました。これらを基に、生産者、関係機関・団体、市場関係者等からなる「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会」、庁内横断的な関係課の課長職で構成される「庁内審議会」及び係長職で構成される「作業部会」の3階層の会議において本市の農業・農村が抱える課題について整理を行ってきました。その内容については、次のとおりです。

《課題の根拠における表記の省略》

データ：本市農業の基本データ（p.9～p.19）

指標：前期計画における成果指標の達成状況（p.20～p.21）

総括：前期計画における重点戦略の総括（p.22～p.23）

前期計画における分類	課題	課題の根拠	対応する重点戦略 ※1
人	・ 農業者の減少・高齢化 ・ 新規就農者の確保 ・ 地域の中心となる担い手の育成	データ：p.10, 11 指標：p.20 総括：p.22	②
農地	・ 荒廃農地の面積増加	データ：p.17 指標：p.21 総括：p.22, 23	②
農地 ・ 経営	・ ほ場整備率が低く、担い手への集積・集約が進んでいない※2	データ：p.13-15 指標：p.20, 21 総括：p.22, 23	②
経営	・ 更なる法人化の推進	指標：p.20	②
	・ 効率的な農業経営について、地域内での技術継承・波及が不足	審議委員意見※3	②
生産	・ 地域で統一した品質の農産物等を安定的に生産するような産地の形成が不十分	審議委員意見	①, ②
	・ 水稻生産中心の小規模兼業農家が多い	データ：p.10, 14, 15 指標：p.20	①, ②
	・ ICT 技術や大型農業機械などの導入が進んでいない	審議委員意見	②, ④

前期計画における分類	課題	課題の根拠	対応する重点戦略 ※1
流通・消費	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド戦略による消費拡大への働きかけが弱い ・本市産農林水産物等の売り場面積が十分には確保されていない ・6次産業化の推進力が弱い 	指標：p. 20, 21 総括：p. 22 審議委員意見	①, ④
農村	<ul style="list-style-type: none"> ・用排水路・農道等の農業用施設の維持管理 	審議委員意見	③
	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等の集落維持・形成 ・農作物の鳥獣被害対策 	データ：p. 10 審議委員意見	③, ④
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口創出につながる都市との交流不足 	指標：p. 21	③, ④

※1 本項における「対応する重点戦略」については、本計画の重点戦略（p.30～p.33）のことを指します。

※2 本市においては、基盤整備等による経営の効率化の恩恵が限定的である第2種兼業農家や小規模農家が多数を占めており、地域の多数の農家間での合意形成が必要なほ場整備や農地の集積・集約を進めることが難しいと推察されます。

※3 課題の根拠として「審議委員意見」と記載されている課題は、前期計画やデータ等の分析により見えてきた課題に加えて、市内の農業関係者である審議委員会委員から挙げられた、現場の実感としての課題提起です。

第3章

本市農業・農村の目指す姿 とその実現のための施策

第3章 本市農業・農村の目指す姿とその実現 のための施策

第1節 基本理念

自然の恵みと人の^{めぐみ}愛が支える新時代の活力ある農業・農村
～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～

農業就業人口の減少・高齢化や海外を含めた産地競争の激化、農村の活力低下などに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評の影響が未だ残るほか、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、本市の農業・農村は非常に厳しい状況に置かれています。こうした状況は、農業者だけの問題ではなく、日常生活の基礎となる「食」の恩恵を受ける市民一人一人の生活にも影響を及ぼします。

そのため、本市の目指す姿として、度重なる困難にも負けることなく本市農業が培ってきた自然の恵み・人の愛（めぐみ）・新時代の芽ぐみという「いわきのめぐみ」をこれからも発展させ、本市農業を将来にわたって持続できるように、次世代を担う新規就農者や地域農業の中核となる担い手を確保することに併せて、おいしさや安全・安心など消費者等のニーズに対応した農産物等を生産することにより、農業者だけでなく、消費者等にも魅力のある農業を創り上げます。

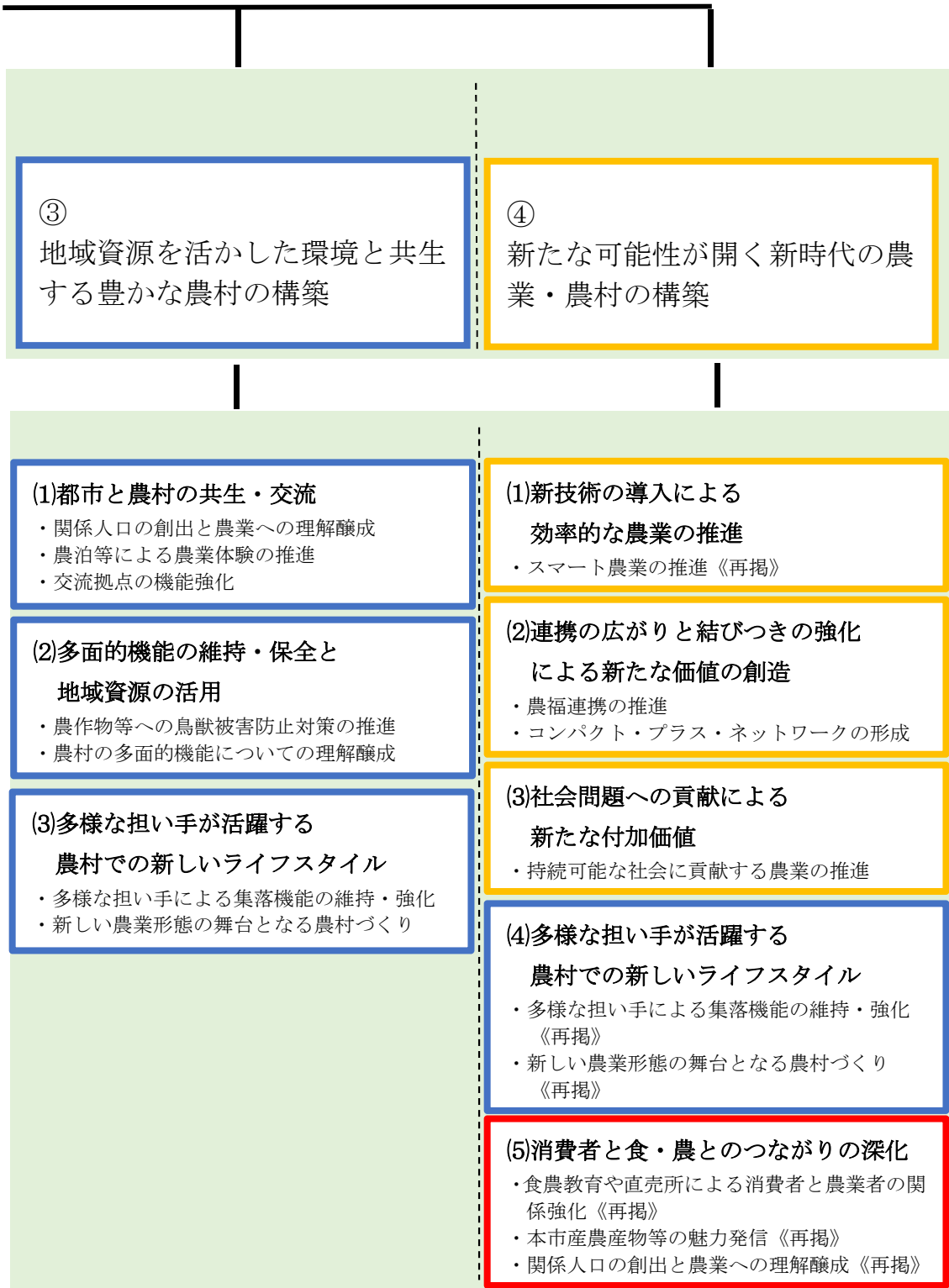
また、豊かな地域資源を活かして、都市部と農村の共生・交流により活力ある農村を創り、多様な生活様式を実現する舞台として、本市の農村が選ばれるよう、魅力の発信に努めます。

これらの取組によって、あらゆる市民が参加者となる食と農を形成し、持続可能で魅力ある農業・農村を次世代へとつないでいきます。

第2節 振興施策の体系図



農村～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～



第3節 重点戦略

第2章で分析した本市農業・農村を取り巻く課題を解決し、本計画の基本理念を達成するため、重点施策を複合的に実施する体系として4つの重点戦略を定め、本市農業・農村の振興施策の指針とします。

また、本計画においては、重点戦略の進行管理、経過管理及び成果把握のため、成果指標と関連指標の2種類の指標を設定しています。2種類の指標の違いについては、以下のとおりです。

○成果指標

重点戦略に基づいて施策を実行するに際し、数値目標を設定し達成状況の進行管理を行う指標です。関連事業を実施し、数値目標の達成に向けて市として取り組みます。

○関連指標

重点戦略に基づいて施策を実行していく中で、状況の経過管理を行う指標です。数値目標は設定せず、様々な施策の結果としてどのように状況が変化しているのかを確認します。

①消費者の需要に即した生産振興と消費拡大の推進

【戦略概要】

流通の形態が複雑化する現代においては、消費者の需要に即した形で生産量を増加させることが重要になってきています。本市における流通の実態及び消費者の需要を把握し、高収益かつ高品質な特色ある農業を推進します。本市産農産物等のおいしさや生産過程における多様な付加価値などの魅力の効果的な情報発信により、地産地消を推進するほか、本市産農産物等のブランド化などの消費拡大に向けた取組の推進を図ります。また、本市産農産物等の安全性についての情報発信も継続し、安心して本市産農産物等を消費してもらえるよう努めます。

これらの取組を通じ、本市における農業者と消費者の結びつきを強固なものにし、東日本大震災発生から10年が経過しても未だ残る風評への対策とするとともに、市民全体における農業・農村への理解の醸成を図ります。

【重点施策】 ※施策の概要については P.35,36

- 流通の実態と消費者の需要に即した生産振興
- 農産物等の高品質・高付加価値化の推進
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 農産物等のブランド化と情報発信の強化

No.	成果指標	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)
1	農産物直売所の販売額	11.4 億円	14.2 億円
2	学校給食における地場産物使用割合	52.9%	53%
3	農業生産工程管理 (GAP)の取得経営体数	30 経営体	40 経営体
4	市の情報発信に対するアクセス数	176,932pv/年	195,000pv/年

No.	関連指標	現状 (R2 年度)	
①	農業産出額	918 千万円※	
②	いわき産農産物取扱額 (中央卸売市場)	82.6 千万円	
③	いわき産農産物取扱額 (市内 JA)	220.1 千万円	
④	卸売市場におけるいわき産農産物のシェア率	4.8%	
⑤	卸売市場におけるいわき産農産物 (主要品目の物量シェア率)	ネギ	41.0%
		トマト	47.0%
		なし	20.0%
		いちご	7.7%

※農業産出額の現状値は、令和元年の実績値です。(出典：市町村別農業産出額)

※関連指標②～③は各取扱元による集計であるため、金額には重複が含まれています。

②持続可能な農業のための担い手確保と生産基盤・経営基盤の強化

【戦略概要】

本市農業を持続的に発展させるためには、農業生産の根幹となる担い手の育成及び確保、農地・農道や農業水利施設等の農業生産基盤の保全・整備が重要です。

加えて、近年多様化する災害等のリスクにも対応可能な強固な経営基盤を確立するために、農地の集積・集約による経営の大規模化・効率化や情報通信技術（ICT）の活用、経営の複合化・法人化などの取組を推進します。

重点戦略①と重点戦略②は相互に補完的な取組であり、安定的な生産と積極的な流通・消費により本市の農業を豊かなものとしていきます。

【重点施策】 ※施策の概要については P.37,38

- 地域の中心となる担い手及び多様な担い手の確保と育成
- 生産性と収益性の高い農業経営の確立
- 農業生産基盤の保全・整備と防災・減災対策の推進

No.	指標項目	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)
5	認定農業者数	249 経営体	275 経営体
6	50 歳未満の認定農業者数	20 経営体	41 経営体
7	新規就農者数	46 経営体	50 経営体
8	認定新規就農者数	6 経営体	16 経営体
9	認定農業者である法人数	52 経営体	62 経営体
10	農福連携の取組事例数	17 件	26 件
11	担い手への集積面積	2,007ha	3,396ha
12	施設栽培面積	19.58ha	20.91ha
13	遊休農地の面積	442ha	317ha(R5)
14	農業保険制度の加入率	80.5%	85.5%
15	公共牧場における 家畜放牧利用状況の向上	8,730(R1) 延べ頭数/年	11,046 延べ頭数/年

No.	関連指標	現状 (R2 年度)
⑥	農地所有適格法人数	27 法人
⑦	ほ場整備率	55.1%

③地域資源を活かした環境と共生する豊かな農村の構築

【戦略概要】

国の食料・農業・農村基本計画において産業施策と地域施策を車の両輪としていたように、農業には単なる産業というだけではない多面的な機能があります。市民における農業・農村の持つ多面的機能への理解を深め、また本市産農産物等に対する思い入れを持つ層（＝関係人口）を創出するために、都市と農村の共生・交流を推進します。

生活・生産基盤や地域資源の保全のための地域における共同活動において、多様な担い手が活躍できるよう支援を行い、地域の豊かな資源を活用した交流に関する取組による活力ある農村づくりの推進を図ります。また、農村の魅力を発信し、新しい生活の舞台として本市の農村が選ばれるようになることを目指します。

【重点施策】 ※施策の概要については P.39

- 都市と農村の共生・交流
- 多面的機能の維持・保全と地域資源の活用
- 多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル

No.	成果指標	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)
16	市営施設等での農業体験等における交流人口	28,118 人/年	35,400 人/年
17	中山間地域等直接支払制度対象面積	1,128ha	1,139ha
18	多面的機能支払制度対象面積	2,561ha	2,816ha

④新たな可能性が開く新時代の農業・農村の構築

【戦略概要】

様々な角度からの取組により持続可能で魅力的な「新時代」の農業・農村を本市において実現させることを目指し、市民の皆様が想像しやすい将来像を描くため、これまで示した重点戦略①～③の各領域から、特に「新時代」の農業・農村に資する施策を重点戦略の一つとして抽出・再編します。

「新時代」の本市農業・農村においては、地域の中心となる担い手はもちろんのこと、女性・高齢者・障がい者等の多様な担い手の活躍が期待されます。情報通信技術（ICT）による効率的な農業と持続可能な社会へ貢献する農業とが調和し、様々な社会問題への取組を通じて農業・農村は市民一人一人にとってより身近なものになります。

【重点施策】 ※施策の概要については P.40,41

- 新技術の導入による効率的な農業の推進
- 連携の広がり結びつきの強化による新たな価値の創造
- 社会問題への貢献による新たな付加価値
- 多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル
- 消費者と食・農とのつながりの深化

【成果指標】

本重点戦略は他の重点戦略からの引用・再掲によるものであり、かつ、理念的な性格が強い重点戦略であるため、特段の成果指標は定めないものとします。

第4節 重点施策

本市農業・農村施策において特に力を注ぐべき重点施策を重点戦略で体系化させながら実施することで、効率的かつ相乗的な施策の実施を図り、基本理念の達成を目指します。

重点施策以外の個別施策や主要な作物等の生産振興については、いわき市農業生産振興ブランド戦略プランやいわき農業振興地域整備計画、いわき市農村環境計画などの各下位計画によって詳細を記載することとし、本計画においてはあくまでも重点施策の体系化に焦点を絞った記載とします。本計画において記載のない個別施策についても、各下位計画等に基づきながら、適切に実施してまいります。

【①消費者の需要に即した生産振興と消費拡大の推進】

(1)流通の実態と消費者の需要に即した生産振興

- ・多様な流通網が発達する中で、生産から消費までの一連のサプライチェーン全体における合理化に資するよう、本市における流通網の全体像の把握に努めます。また、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、農業者と関係機関・団体等が一体となって多様な販売戦略を構築し、消費者・実需者ニーズに合致した農産物等の生産振興を図ります。
- ・本市の特徴である温暖多日照の気候条件や広い市域における標高差等を活用した適地適作により、高品質な園芸作物・畜産物など、県のオリジナル品種も含めた特色ある農業を推進します。
- ・高収益作物の導入などによる新たな産地形成を促進し、産地の収益力を向上させるために、関係機関・団体との連携を図ります。

(2)農産物等の高品質・高付加価値化の推進

- ・6次産業化へ向けた取組を推進し、消費者や実需者のニーズに即した新たな加工品等を開発することにより、重点作目を中心とした本市の特色ある様々な農産物等の新たな付加価値の創出や農業者の所得向上、地域の活性化を図る取組を積極的に支援します。
- ・安全や環境に配慮した農場管理手法である農業生産工程管理（GAP）や生産履歴記帳について、付加価値として消費者の購買につながるものであることから、関係機関・団体等と連携のもと、普及・啓発に努めます。
- ・環境保全型農業や有機農業、耕畜連携によるたい肥の有効活用など持続可能な社会へ貢献する取組を推進し、農業が持つ自然循環機能を維持・増進します。

(3)消費者と食・農とのつながりの深化

- ・生産地かつ消費地でもある本市は、地産地消に取り組む環境に恵まれていることから、市民の理解と協力を得ながら、消費者の多様なニーズに対応し、新鮮で安全・安心な農産物等の生産・供給を図り、地産地消を推進します。地産地消を推進することで、本市農業の持続を図るとともに、緊急事態下において市民の生命に直結する「食」の確保を図ります。
- ・地産地消の推進にあたっては、消費者と農業者の関係を強化していくことが重要です。消費者が農業者と直接結びつき、農産物等取引の事前契約を行う地域支援型農業※解説有の取組や、オンラインサイトやSNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）の活用、農産物直売所における農業者の顔の見える農産物等の提供、食農教育による農業・農村への理解の醸成等の農業者と消費者が結びつく取組を推進します。

(4)農産物等のブランド化と情報発信の強化

- ・本市産農産物等のマーケティングを強化し、消費者や流通業者等に向けた積極的な情報発信により信頼関係の確立を図り、ブランド化を推進します。また、関係機関等との連携による地域内外及び国外輸出を含めた販路の拡大を図り、農業者のリスク低減と所得拡大につなげます。
- ・本市産農産物等の放射性物質検査に関する情報発信に併せ、おいしさなどの魅力について、更なる理解の浸透を図るため、農業者・行政のみならず消費者とも連携した第三者視点での情報拡散の取組を含めた積極的な情報発信を行います。

解説：地域支援型農業(CSA)

「地域支援型農業」は「CSA(Community Supported Agriculture)」とも呼ばれ、特定の消費者が、農業者と農産物等の種類・生産量・価格・分配方法等について、代金前払い契約を結ぶ農業のことで、地域が支える新たな農業の一形態ということで近年注目されるようになってきている。



【写真1：6次化商品開発（小白井きゅうりピクルス）】



【写真2：農産物直売所の販売風景】

【②持続可能な農業のための担い手確保と生産基盤・経営基盤の強化】

(1)地域の中心となる担い手及び多様な担い手の確保と育成

- ・若い専業農家及び認定農業者の育成・支援に加え、新規就農者が定着し、認定新規就農者へとステップアップしていくことができるよう、ワンストップの相談窓口を整備するなど、各種支援制度を実施します。また、効率的な生産体制を目指す集落営農を推進するほか、関係団体・企業等の農業参入を推進し、新たな担い手としての展開を支援します。
- ・農業関連の教育機関との連携を強化し、農業教育を受けた若い世代が本市において農業分野に携わることができるよう、人づくりの支援の充実を図ります。
- ・農地中間管理機構が行う事業や「人・農地プラン」等を積極的に活用し、農地の流動化により、地域の中心となる担い手への農地の集積・集約を図り、効率的な農地の活用を推進します。
- ・障がい者の生きがい創出にもつなげる農福連携^{※解説有}を推進するなど、地域の中心となる担い手以外にも多様な担い手が活躍できるよう、支援の充実を図ります。

解説：農福連携

「農福連携」とは、農業分野と福祉分野がそれぞれ抱える問題を両分野の組合せによって解決しようとする試みのことを指します。農業分野にとっては不足している労働力を確保する新しい手段となり、福祉分野にとっては新しい就労先かつ工賃の上昇につながる手段となることが理想です。将来的には、障がいのある方に留まらず、広く地域共生社会を構築することを目標としています。本市においても、既に幾つかの先行事例がスタートしています。



【写真3：本市における農福連携の事例】



【写真4：整備された下仁井田地区のほ場】

(2)生産性と収益性の高い農業経営の確立

- ・周年生産体制の確立と生産性及び品質の向上を図るため、集出荷施設や共同育苗施設等の基幹施設の整備を推進します。
- ・農業・畜産業経営に関わる効率化・省力化、市場ニーズに合わせた収穫・出荷管理、販売拡大などの実現に向けて、情報通信技術（ICT）の活用を推進します。また、農業に関わる情報を農業者や消費者に提供する仕組みを充実するとともに、情報化に対応した農業者の育成を進め、情報を活用した付加価値の高い農業の推進を支援します。
- ・雇用労働力の有効活用や農業機械等の経営資源の有効利用、価格変動や自然災害によるリスクの分散等を図るため、経営発展段階に応じて、経営の多角化や複合化、法人化等を推進します。
- ・本市の主要な農産物である米について、付加価値の高い米の生産を推進するとともに、飼料用や加工用といった非主食米の生産や中食・外食用米の生産、複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進します。

(3)農業生産基盤の保全・整備と防災・減災対策の推進

- ・生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、地域のニーズを的確に捉え、地域の実情や立地条件に応じたほ場の大区画化、農業水利施設、農道等の農業生産基盤の保全・整備について、自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図りながら推進します。
- ・優良農地の持続的な保全と遊休農地の発生防止を図るため、農地パトロールを実施するとともに、農地中間管理機構が行う事業等を活用しながら、遊休農地の再生・利用を図ります。
- ・自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために農業保険制度が有効な手段であることから、農業保険制度の普及促進・利用拡大を図ります。
- ・大規模自然災害、家畜伝染性疾病、植物病虫害又は新型感染症の流行など、多様化するリスクに備えた情報発信や体制整備を推進します。

【③地域資源を活かした環境と共生する豊かな農村の構築】

(1)都市と農村の共生・交流

- ・農山漁村体験による関係人口の創出を需要拡大や農村の活性化につなげるため、観光・教育分野などと連携を図り、地域資源を活用した地域活性化を目指すための体制整備を推進し、都市と農村の交流を図ります。こうした交流を通じ、食と生活を支える農業・農村に対する市民の理解を深め、農業の楽しさを知ってもらうことを目指します。
- ・農村の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを目指します。
- ・都市との交流の拠点となる農産物直売所、農家レストランや観光農園等の取組を支援し、地域の中心施設としての機能も推進します。

(2)多面的機能の維持・保全と地域資源の活用

- ・いわき市鳥獣被害防止計画に基づき、地域住民の理解と協力を得ながら、効果的・効率的な捕獲により鳥獣被害の防止対策を図ります。
- ・国土の保全、水源のかん用、生物多様性の保全、文化の伝承といった農村が持つ多面的機能について、農村の魅力を発信するなかで、市民全体における理解の醸成を図ります。

(3)多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル

- ・本市農業の地域の中心となる担い手はもとより、兼業農家や中小・家族経営、女性農業者や定年帰農者等の多様な担い手への支援を通じ、地域振興を推進します。また、農業関連産業の農村における立地・導入・起業を促進します。
- ・創出された関係人口を一過性のものとせず、農村で副業・兼業などを実施するような新しいライフスタイルの舞台として本市が選ばれるよう、多様な農への関わり方に対する支援体制の在り方を検討します。



【写真5：整備された大野第二地区のほ場】

【④新たな可能性が開く新時代の農業・農村の構築】

(1)新技術の導入による効率的な農業の推進

- ・全国的に少子高齢化が進行する中、十分な数の担い手を確保することも重要ですが、より少人数でも効率的に農業ができるようにすることも重要です。そのため、情報通信技術（ICT 技術）や自動化された大型農業機械など、最新の技術を積極的に導入し、効率的な農業の実施を図る担い手を支援します。
- ・農業生産基盤の保全・整備と防災・減災対策の推進 《⇒p. 38 へ》

(2)連携の広がり結びつきの強化による新たな価値の創造

- ・社会が複合化していく中で、これまで以上に農業分野以外の分野との連携を開拓し、また既にある結びつきを強化していくことで、従来農業では成し得なかった新たな価値の創造を目指します。
- ・農福連携の推進 《⇒p. 37 へ》
- ・コンパクト・プラス・ネットワーク^{※解説有}の形成 《⇒p. 39 へ》

解説:コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクト・プラス・ネットワークとは、人口減少・高齢化が進む中で地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることであり、「国土のグランドデザイン」にも記載されています。

特に中山間地域等の人口減少・高齢化が深刻な地域においては、生活のために必要な様々な機能が一か所に集約された「小さな拠点」の整備が重要です。居住地からこうした「小さな拠点」までのアクセスに加え、都市部と小さな拠点を結ぶネットワークを確保することで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が構築されます。

(3)社会問題への貢献による新たな付加価値

- ・全世界的に SDGs^{※解説有}への関心が高まり、農業分野においても、持続可能な社会への貢献が求められるようになってきています。こうした情勢を背景に、環境保全型農業により環境への負荷を小さくした生産、農業生産工程管理（GAP）に基づいた安全な生産、あるいは流通の形態に合わせて食品ロスやプラスチックごみを削減した生産等の取組が、新しい付加価値として、消費者の選択に影響を及ぼすようになってきています。そのため、本市においてこれらの取組の実施を推進します。
- ・流通の実態と消費者の需要に即した生産振興 《⇒p. 35 へ》
- ・農産物等の高品質化・高付加価値化の推進 《⇒p. 35 へ》

(4)多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル《再掲》

- ・本市農業の地域の中心となる担い手はもとより、兼業農家や中小・家族経営、女性農業者や定年帰農者等の多様な地域振興の担い手への支援を推進します。また、農業関連産業の農村における立地・導入・起業を促進します。
- ・創出された関係人口を一過性のものとせず、農村で副業・兼業などを実施するような新しいライフスタイルの舞台として本市が選ばれるよう、多様な農への関わり方に対する支援体制の在り方を検討します。

※重点戦略③(3)と同様の記載です。

(5)消費者と食・農とのつながりの深化

- ・流通のグローバル化が進展する時勢であればこそ、多様なリスクにより本市の「食」が脅かされることがないように、地産地消による食料安全保障の考え方が重要になります。地産地消を推進するためには、市民全体における本市農業・農村への理解の醸成が不可欠であり、そのために以下の取組を推進します。
- ・食農教育や直売所による消費者と農業者の関係強化 《⇒p. 36 へ》
- ・本市産農産物等の魅力発信 《⇒p. 36 へ》
- ・関係人口の創出と農業への理解醸成 《⇒p. 39 へ》

解説：SDGs

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで全会一致により採択された。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めたもの。前身としてMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）がある。

政府全体において「SDGsアクションプラン2019」が策定されており、我が国の国家戦略の主軸に据えられている。



第5節 近年本市を襲った災害等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故はもとより、令和元年 10 月の令和元年東日本台風等による河川の氾濫や令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会の変化など、農業・農村を取り巻くリスクは多様かつ甚大化しています。

こうした中で本市の豊かな食と農を次世代へとつないでいくためには、様々な角度からのリスクに耐えうる農業を構築していく必要があります。本節では、想定される代表的なリスクに対する備えについて施策の方針を定めることで、不測の事態への備えを十分に行うことの重要性をお示しします。

【大規模自然災害等の不測の事態への備え】

国の「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、非常用電源の設置等のハード対策とハザードマップの作成等のソフト対策を組み合わせることで推進するとともに、新技術の導入による人的・物的被害の最小化、被災後の迅速な営農再開を目指します。

食品の家庭備蓄の定着に向けて、関係機関・団体と連携しながら、家庭備蓄の重要性に関する普及啓発を行います。

【家畜伝染性疾病や植物病虫害への備え】

平成 30 年に我が国で 26 年ぶりに確認された豚熱 (CSF) や我が国への侵入が懸念されるアフリカ豚熱 (ASF)、令和 2 年に大きな被害が出た鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病、令和元年に本県でも発生が確認されたツマジロクサヨトウやなしの黒星病等の植物病虫害といった、生産に甚大な被害を与える脅威への備えを促すため、家畜の飼養衛生管理や植物病虫害発生予察に係る情報の周知を図ります。



【写真 6, 7 : 家畜防疫の作業風景】

【新型疾病の感染拡大への備え】

新型コロナウイルス感染症等の新型疾病の感染拡大は社会の在り方そのものへ大きな影響を与え、農業も例外ではありません。本市においても、感染拡大初期においては、農家レストラン等の6次化施設や観光農園の客数が減少したほか、花き需要の減少や牛肉価格の下落、出荷先の飲食店需要の減少、米価の下落などの要因により影響を受ける農業者の方が出てきており、引き続き状況を注視してまいります。

事業継続に重大な影響を及ぼす様々な事態への備えとして、農業機械の導入による作業の省力化、ガイドラインの作成による事業継続体制の整備、非接触型の生産・販売方式への移行などの取組を推進します。

【原子力発電所の事故による風評被害への対応】

東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しましたが、消費者庁が公表しているアンケート調査の結果によれば、本市産農産物等を含めた福島県産農産物等の購入を控えていると回答する人の割合は、平成25年の19.4%からは減少しているものの、令和3年1月時点で未だに8.1%に上ります。本市では、いわき産農作物安全確認モニタリング検査を実施して出荷される農産物等の安全を確保するとともに、自家消費用作物等の放射能簡易検査を実施し、市民の皆様の安心確保にも努めてまいりました。また、消費者自身が判断する材料となるよう、これらの検査について情報の開示・提供を実施してきました。これらの対策は一定の効果を発揮してきたものと考えておりますが、事故後10年が経過したことから、状況や消費者意識の変化に対応し、より効果的かつ効率的な施策展開を図るため、継続すべき取組と終了すべき取組の評価と総括を行います。また、安全・安心についての発信に留まることなく、本市産農産物等の魅力についても発信に努めてまいります。



【写真8：いわき産農産物安全確認モニタリング検査】

第4章

計画の推進体制と進行管理

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と各主体の役割

本計画の基本理念を実現させるためには、農業生産の主体である農業者の自主性を尊重しながら、地域農業の中心となる経営体の生産基盤及び経営基盤の強化や消費者と食・農とのつながりの深化など、農業・農村の持続的発展・活性化のための施策を総合的に推進していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、農業者、関係機関・団体、市民（消費者）等の各主体との連携・協力により、各種施策を推進していくこととします。

1. 農業者に期待する役割

農業・農村は、市民生活の根幹を成す「食」の安定供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を担っていることから、農業者には、「誇り」と「意欲」を持って農業生産活動に取り組み、消費者ニーズを的確に捉え、農業経営の持続的・安定的な発展に向け、企画能力や経営感覚の向上に努めるとともに、農村地域の活性化に中心的な役割を果たすことを期待します。

2. 関係機関・団体に期待する役割

農業協同組合をはじめとする農業関係団体、産業支援機関、高等教育機関、流通業者等の各団体・機関には、行政との連携を強化し、農業・農村の振興に主体的な役割を果たすよう期待します。

また、農業関係団体については、営農指導の強化を図り、販売・流通体制の充実と農業者・後継者組織の育成に力を発揮し、一層地域に根ざした役割を充実していくよう期待します。

3. 市民に期待する役割

市民には、農業・農村の持つ役割を十分に理解し、可能な限り本市産農産物等を利用し、地産地消の考えを実行するとともに、本市農業・農村に積極的に親しみ、魅力の発信者となっていただくよう期待します。

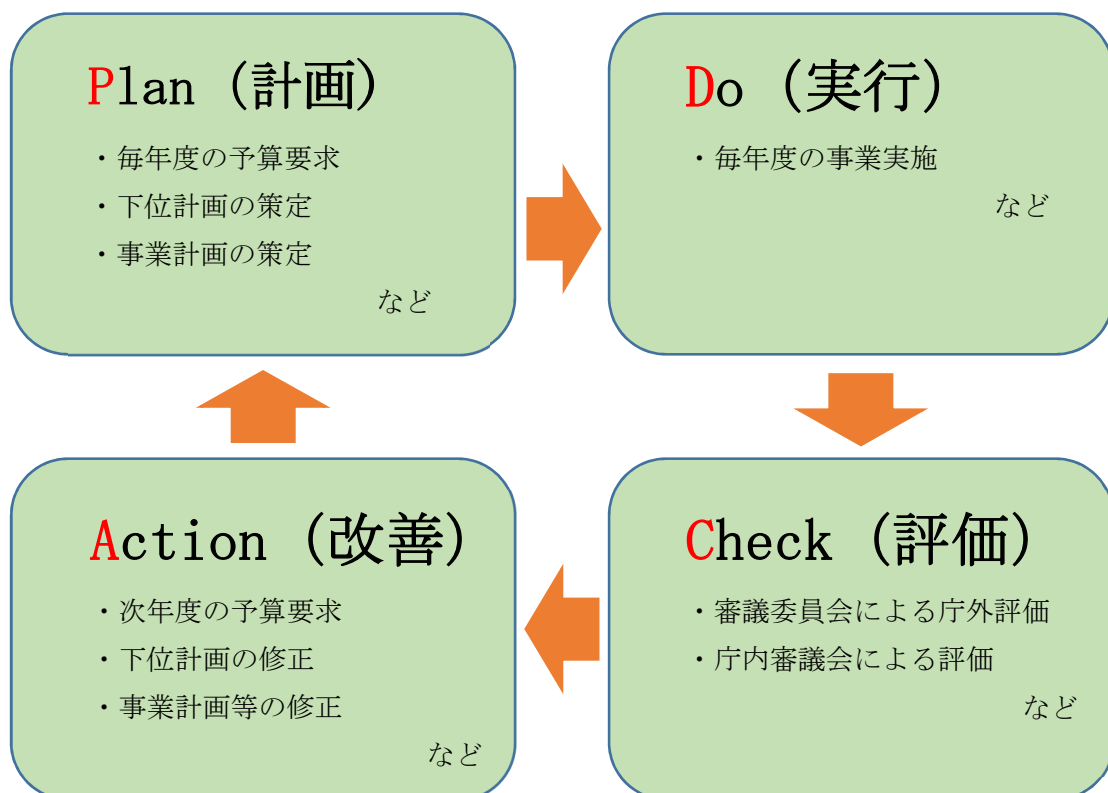
4. 市の役割

本市農業・農村の目指すべき姿の実現に向けて、国・県及び関係機関・団体と連携を図りながら、重点戦略を中心として、施策・事業を総合的・計画的に推進します。また、市民に対し、農業・農村が果たしている役割について十分に広報・発信を行い、市民の理解を深めていくように努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するため、毎年度の行政評価システムのPDCAサイクル(計画 Plan、実行 Do、評価 Check、改善 Action)により、見つかった改善点を次の年度の事業計画、さらには、次期計画につなげ、本計画を継続的に改善させながら、重点戦略の推進を図っていきます。

また、その評価 (Check) 機関として、生産者や関係団体・機関を中心に進行管理の組織 (庁外：いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会、庁内：いわき市農業・農村振興基本計画庁内審議会) を設け、各重点戦略の進捗状況を定期的に確認するとともに、その実施状況の点検と実施した事業の成果を評価し、次の事業への展開を改善することに併せ、昨今、大規模化する自然災害や動植物の病虫害被害、社会全体に大きな影響を与える新疾病の流行など農業を取り巻く社会情勢の変化に対応していくため、国・県の動向や施策展開等を計画に反映させていくなどのフォローアップを行います。



いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会

【委員名簿（敬称略）】

No.	属性	委員氏名	所属等
1	農業団体	根本一雄	福島さくら農業協同組はいわき地区本部長理事
2		船生正一	福島県土地改良事業団体連合会いわき支部長
3	生産者	折笠明憲	いわき農業青年クラブ連絡協議会会長
4		鈴木義直	いわき市認定農業者協議会副会長
5		根本福夫	福島県指導農業士会いわき支部長
6		松本英人	いわき市畜産団体連絡協議会会長
7		鈴木孝明	いわき地域の恵み安全対策協議会副会長
8	流通関係	鈴木光栄	株式会社平果 代表取締役社長
9		遠藤美喜子	いわき市農産物直売所連絡協議会
10		植松謙	いわきユナイト株式会社代表取締役 COO
11	行政機関	木村昭則	福島県いわき農林事務所農業振興普及部部長
12	消費者関係	萩春朋	一般社団法人 F' s Kitchen 代表理事
13	学識経験者	中村暁子	東日本国際大学経営経済学部特任講師
14		金成明美	東日本国際大学健康福祉学部准教授
15	市民参画	熊谷ひとみ	公募委員
16		高島好一	公募委員

【アドバイザー（敬称略）】

1	学識経験者	高橋秀和	福島大学農学群食農学類 准教授
---	-------	------	-----------------

※任期は令和元年9月1日から令和3年12月31日の間

※No. 13 の中村委員から No. 14 の金成委員へ、令和3年4月1日に交代

【審議経過】

年	月日	会議名	開催形式
令和元年	9月3日	委嘱状交付式及び第1回審議委員会	対面
令和2年	6月12日	第2回審議委員会	書面
	8月7日	第3回審議委員会	対面
令和3年	2月15日	第4回審議委員会	書面
	5月31日	第5回審議委員会	書面
	10月18日	第6回審議委員会	書面
	11月19日	第7回審議委員会	書面
	12月21日	市長報告	対面

いわき市農業・農村振興基本計画（令和4年度～令和7年度）

令和4年2月（令和5年12月一部改訂）

発行 いわき市 農林水産部 農政流通課

福島県いわき市平字梅本21番地

TEL：0246（22）7471（直通）

FAX：0246（22）7489（直通）